

令和6年度（令和5年分）申告相談会

令和5年所得税申告および令和6年度住民税申告相談会は、次のとおり行います。

■申告会場 金ケ崎町生きがい交流センター（西根辻岡 28）



■期間 令和6年2月14日(水)～3月15日(金) ※詳細は後日お知らせします

◇自宅からのe-Tax 申告

町は、新型コロナウイルス感染症防止、会場の混雑解消や申告者の利便性向上を図るため、e-Taxによる申告を推奨しています。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

- 税務署への持参 **不要**
- 印刷・郵送代 **不要**
- 添付書類 **不要**
- 確定申告期間の利用可能時間 **24時間いつでも**
- 還付金 **早期還付**

◇申告書の作成・送信は自宅から

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告期は24時間いつでも申告ができます。

国税庁
ホームページ▶



パソコンで申告！ スマホがICカードリーダライタの代わりに！

用意するものは次の2つ ICカードリーダライタ不要！

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

マイナポータルアプリをインストールするだけ！

問 税務課（内線 2112）

償却資産の申告を忘れずに！

償却資産は、地方税法第383条の規定により、事業を行っている個人・法人が毎年1月1日現在において町内に所在する所有資産を申告することとされています。例年申告をしている事業者には申告案内を送付していますのでご確認ください。

■対象者 製造業、建設業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人

- ▶申告案内が届かない人でも、該当すると思われる場合は問い合わせください。
- ▶太陽光発電（10キロワット以上）により事業を行っている場合も申告の対象となります。

■申告期限 令和6年1月31日(水) ※地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告も可能

■その他 法人税や所得税の申告をしても、償却資産の申告は別途必要です。申告漏れが発見された場合、当年だけでなく過去にさかのぼって課税される場合があります。

問 税務課（内線 2111）



2



4



3



1

1,2 完成した除雪センターと新たに配備されたロータリ除雪車 3 除雪作業の安全を祈願する高橋町長 4 除雪出動式の前には町建設業協会主催で除雪安全祈願祭が行われた 5 除雪出動式で除雪車の動作を確認する作業員ら



5

千貫石地区に除雪センターが完成 町全体の除雪力向上へ前進

千貫石除雪センターが完成

千貫石地区に新たに整備された除雪センターの完成式が11月28日、菊地建設(株)主催で行われました。

完成式には地域住民や除雪受託業者、町関係者らが出席し、神事で除雪作業の安全を祈願しました。

高橋寛寿町長は「除雪センターの完成により充実した除雪ができるようになり、町全体の除雪力が向上する」とあいさつし、除雪力の向上へ期待をのぞかせました。

これまでは、他の地域から除雪車が出動し同地区の除雪を行っていましたが、除雪センターが整備されたことで除雪車を移動させる時間が短縮されます。

このことで、千貫石地区だけでなく、町内全体の除雪の充実が図られることになりました。

除雪出動式を開催

町の除雪出動式が12月1日、役場庁舎裏車庫で行われました。出動式には町職員や除雪の受託業者ら約30人が参加。都市建設課長の号令に従いながら、各作業員がエンジンをかけて除雪車の動作を確認。冬期間の安全で着実な除雪に向け、決意を新たにしました。